



国 際 婦 人 年

1975

情報 No.4 1975.7

も く じ

婦人の地位の向上をはかる
国会決議

国際婦人年世界会議概要

(付)
婦人に対する差別撤廃宣言
(仮訳)

国連総会は、1972年の27回総会において、1975年を「国際婦人年」とすることを宣言し、平等・発展・平和の3目標をかかげ、この目標のもとに集中活動を行う年としました。この資料は国際婦人年に関する内外のうごきを、必要に応じて皆さまにお知らせするものです。



—— 平等・参加・協力の年 ——



婦人の社会的地位の向上をはかる国会決議

国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位の向上をはかるための決議が、衆・参両院の超党派婦人議員によつて国会に提案され、衆議院においては、六月一七日、参議院においては翌一八日のそれぞれ本会議において、満場一致で採択された。採択された決議は次のとおりである。

国際婦人年にあたり、婦人の社会的地位の向上をはかる決議

国際連合は、国連憲章、世界人権宣言の趣旨に基づき本一九七五年を国際婦人年と宣言し、男女平等の促進、政治、経済、社会、文化の発展計画への婦人の十分な参加の確保、国際平和にとり増大しつつある婦人の役割の認識、これら三目標を達成するため、集中的な行動を行ふ年と決定している。

国際連合第二十二回総会の「婦人に対する差別撤廃宣言」は、第一条で、「男子との平等を事実上、否定または制限する婦人に対する差別は、基本的に不正であり、人間の尊厳に対する侵犯である」とうたっている。日本国憲法第十四条は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と規定していることをここに改めて確認する。

現在、我が国において、人口の過半数を占める婦人は、政治、経済、社会、文化の諸分野においてその役割をはたしつつあるとはいへ、なお、その能力を全面的に発揮しうる社会的環境が必ずしも十分とはいえず、賃金、雇用の機会をはじめ社会生活における事実上の男女の不平等が存在している。

このように婦人を差別的に取扱う慣行を是正するとともに、特に母性としての社会的責務に照らし、十分な保護を確立するために、すべての適切な方策がとられるべきである。

政府は、国際婦人年を契機として、婦人に対する差別撤廃、婦人の地位向上に関する国連連合の宣言、決議、条約及び勧告を国内の施策に反映し、これを実現するための行動計画を策定し、実効を上げるために全力をつくすべきである。

右決議する。

◇ 国際婦人年世界会議の概要

「平等」「発展」「平和」を目標にかかげた「国際婦人年世界会議」は、6月19日から7月2日まで、メキシコ市において開催された。

実質議題は下記のとおり、

- 第7議題 — 国際婦人年の目標：現在の施策及び計画
- 第8議題 — 国際平和の強化及び人種主義、アパルトヘイト、人種差別、外国による支配、力による占領の撤廃への婦人の参加
- 第9議題 — 男女の地位及び役割の変化、及び平等の達成にとっての障害
- 第10議題 — 男性と対等な立場での婦人の発展への参加
- 第11議題 — 世界行動計画

この会議には、133カ国及び国連の諸機関、専門機関等の代表計149、オブザーバーとして国のオブザーバー3、PLO、アフリカ統一機構等(8)、政府間団体等(8)、NGO(98)等計267の国及び機関等から約3,000名が出席した。

日本からは、藤田たき氏を首席代表とする政府代表団(別記)が派遣されたが、衆・参両院より、別記婦人国会議員が顧問として参加された。

開会式は、6月19日、ホアン・デ・バレーラ体育館において行われ、要旨別記の通り国連事務総長開会宣言、エチエペリアメキシコ大統領のあいさつ、シビラ国際婦人年世界会議事務局長声明を行った。

本会議議長は、慣例により、招請国メキシコのペドロ・パウラダ検事総長が、また、副議長には日本の藤田首席代表を含む46人が選出された。

会議は、本会議、第1委員会、第2委員会が平行して行われ、本会議においては、6月20日から30日までの間に126カ国、36機関9代表が一般演説を行った後、信任状委員会の報告並びに第1・第2の委員会で採択された世界行動計画案、宣言案、決議案を含む世界会議報告書を採択した。

第I委員会(議長—ギニー、副議長—バングラデッシュ、チェコスロヴァキア、ウルグアイ、ラポター、オーストラリア)では、「世界行動計画案」が審議され、各国から800余に上る修正案が提案された。結局、序章及び第1章部分についてのみ追加、修正され、第2章以下は原案のまま採択された。なお、採択された世界行動計画は、全部で219項目となった。また、これに加え、77カ国グループ提案による「メキシコ宣言」の審議採択、及びこの議題に関する6つの決案が採択された。

第II委員会(議長—イラン、副議長—ベルギー、ジャマイカ)では、第9・10議題のもとに、21の決議案を採択した他、本会議の議題である第8議題についての7つの決議案の審議も行った。

本会議、委員会を通じ採択された決議案は、別記のとおりである。

なお、藤田首席代表は、7月4日帰国羽田空港で記者会見し、次のような感想

をのべた。

「133カ国もが参加した政府間会議それに並行して開催された民間のトリビューンで、メキシコはてんやわんやだった。

この種の国際会議、特に国連の会議に800名もの女性代表が参加し、また取材記者が世界各国から1,500名、しかもその多くは女性記者であった等、異例のことばかりであった。

卒直に言って、会議は、予想以上に政治色の強いものになり、世界行動計画も大した討論もされないまま採択されたことに失望したが、しかしまた、婦人問題が、政治、経済や社会体制と密接なかかわりを持つ以上、政治とは切り離して考えられないことも実感した。

「1975年メキシコ宣言」は結局、第三世界側77カ国の提案が採択されたが、

これには日本も一部保留はしたが賛成した。

国際婦人年は、昨2日に終わったのではなく、婦人の地位向上への新たなスタートである。これまでは、平和や経済の問題は男性にまかせきりだったが、今後は女性も積極的に参加していかなければと思った。

出発前に三木首相からは、婦人の地位の向上について、具体的なプログラムを立てて実施したいとの言葉をいただき、また、国会でも超党派の婦人議員の方々が、この問題についての決議をしていたのだいことでもあり、会議の成果は充分生かせることと期待している。

今回、国会から10名も婦人議員が参加されたことは、これから婦人問題を考えていく上で大変有意義であったと思っている。

日本 政府 代表 団

顧 問 団

首席代表 藤田たき（婦人少年問題審議会
会長）

表 森山真弓（労働省婦人少年局長）

〃 大鷹正（国連日本政府代表部
公使）

代表代理 東浦めい（婦人少年問題審議会
委員）

〃 矢口光子（農林省農蚕園芸局
生活改善課長）

〃 志熊敦子（文部省社会教育局
婦人教育課長）

〃 長尾立子（厚生省児童家庭局
母子福祉課長）

衆 議 院 議 員

栗山ひで（自民党）

金子みつ（社会党）

高橋千寿（自民党）

田中美智子（共産党・革新共同）

参 議 院 議 員

志村愛子（自民党）

中村登美（自民党）

山東昭子（自民党）

佐々木静子（社会党）

柏原ヤス（公明党）

中沢伊登子（民社党）

代表代理 若林之矩（在アメリカ合衆国日本
国大使館一等書記官）

〃 黒川 剛（外務省国際連合局社
会課）

〃 地引嘉博（国際連合日本政府代
表部一等書記官）

〃 久保田幸子（労働省婦人少年局
婦人課）

代表顧問 鈴木 孝（メキシコ国駐節特命
全権大使）

〔採択された決議〕

第Ⅰ委員会

1. アフリカの婦人の進歩のための研究
と訓練
2. 世界行動計画の目標を達成するた
めに企画された計画のものと国際協力
3. 南アフリカ、ナミビア、南ローデシ
アの婦人の地位
4. 国際婦人年世界会議
5. 婦人と健康
6. 国連特別総会及び他の国連機関の会
合への婦人の参加

第Ⅱ委員会

1. 婦人と少女からの搾取の防止
2. 国連及び専門諸機関における婦人の
雇用の状態
3. 母子の健康の保護
4. 婦人が財政的援助を受ける機会
5. 人口及び開発への婦人の参加研究
6. 開発への婦人の参加のための特別財
源
7. 老令、不自由な婦人を含む婦人のた
めの社会及び家族の保護

8. 発展課程への婦人の参加に関する政
策策定のための研究
9. 家族計画と開発への婦人の参加
10. 社会活動への婦人の参加
11. 家 族
12. 婦人の政治、社会参加
13. 婦人とコミュニケーションメディア
14. 開発への婦人の参加
15. 農村地域の婦人の状態
16. 婦人と開発
17. 国際職業分類基準の改訂と拡大
18. 教育と訓練
19. 男女平等と婦人に対する差別の排除
20. 婦人の進歩のための国際調査：訓練
センター
21. 開発への婦人の参加のための方策
22. 世界平和と国際協力促進への婦人の
参加
23. 国際平和と安全の強化及び植民地主
義、人種主義、人種差別、外国による
支配に対する戦いへの婦人の参加
24. パナマ領土（カナル・ゾーン）の問
題
25. 国際会議への参加を通じての世界平
和への婦人の貢献
26. パレスチナとアラブの婦人
27. ベトナム人民に対する援助
28. チリにおける婦人の状態

〔本会議における演説の概要〕

ワルトハイム国連事務総長 開会の辞 — 要旨

- (1) 本件会議が新国際経済ちつ序を主しようしているエチエベリア大統領の国で開催されることを特にかん迎する。なぜならより公平な国際経済及び社会組織の創造には、男女の機会均等が不可欠であるから。
- (2) 今日、国際社会が当面している諸問題が、ふへん的な性格を有し、相互に関連し合い、協力と相互理解を通じてのみ解決できることを認識することがかん要である。解決法を見出す以前に事実及び存在する問題そのものを見極めることが、30年前に国連の創設者が目指したものの以上のチャレンジと機会を今日のわれわれに与えている。本件会議の目標は、人類の半数に正義と機会をもたらすことでなく、これら半数の協力と、参加を得て、全ての人にとっての社会進歩を推進することである。
- (3) 世界各地において歴史、伝統及び社会慣習が異なるが一つのグループの基準を他のグループに押しつけることは無益である。むしろ本件会議の目的は、これらの相違をよりよく理解し、人類の無限の多様性を認識し、実際効果的な戦略を打ち出すことである。採択されるべき世界行動計画は（具体的）行動の計画でなくてはならない。
- (4) 真の開発及び進歩は、あらゆる場所における婦人の行動的建設的な役割に負うところが大きい。

国連憲章等にうたわれた男女平等の原則と実際の慣行との間の広い格差を縮めることが今やわれわれの新たな課題である。

エチエベリアメキシコ大統領 演説 — 要旨

- (1) 今日世界の婦人はなお差別を受けており、社会参加の可能性は少い。そのためあらゆる圧迫に対し、団結し、革命の潜在力を形成する。先進国における女性解放闘争の価値をけい視すべきではない。また、女性の地位が向上しても人類の大半が戦争の危険、人種差別、ひん困、無知におびやかされていでは何にもならない。今次会議はその意味で男女両性のための会議である。
- (2) 労働構造、社会的条件の変革なくして女性の解放はあり得ない。今次会議の結果、とめる国とまずしい国の間の関係が新しい基礎の上に再編される要があり、これこそ新国際経済ちつ序を標ぼうする経済権利義務憲章の主張するところである。婦人の地位向上の闘いは、圧政者に利用されることが多かったが、将来も、社会の全体的変革の中で男性と共に闘いを進めぬ限り、同じ結果をまねくであろう。

シビラ婦人年世界会議事務局長 声明 — 要旨

本件会議には女性が各国代表の大半を占めているが、これが前例となり今後の国際的会合にも反えいされることを希望

する。後世については男女が共同の責任を有するので、政策決定過程においても責任を分担すべきである。従来は、婦人の権利は、社会に当面する現実の諸問題と切離して単独に取りあつかわれてきたが、婦人の権利、機会についての不平等こそ開発問題及び社会経済のびょう根である。国毎にまた一国内においても婦人の境遇は様々であるが、社会正義とよりよい生活を求める点で、世界の婦人は共通であり、よりよい世界を作るため相互に支持協力しなければならない。婦人の政策決定への参加は国連組織内において極たんに低いこれは世界の実情の一つの反えいにすぎない。性による差別撤廃の行動が必要なことはこれまでに何度となくくり返されてきた。今や必要なのは実際の解決法である。

藤田日本政府首席代表演説

議 長

私は、日本政府を代表して、貴下がこの歴史的な会議の議長の要職に就かれたことに祝意を表するとともに、この会議が議長の優れた、かつ、公正なる指導力のもとに、実り多き成果を挙げることを期待致します。わが代表団は、議長がこの重大な責務を遂行されるために協力を惜しまない所存であります。

私はまた、今回の会議にあたり開催国として多大の労をとられたメキシコ合衆国政府と国民に対し、心からの感謝の意を表したいと思います。

議 長

国連憲章をはじめとする数多くの国際文書において、人類の夫々半分を構成する男性と女性の基本的な平等が不磨の原則として高らかに宣言されているにもかかわらず、現実の社会においては、男女間に、或は制度上の、或は社会意識の立遅れに起因する、さまざまな不公正な格差が存在することは、何人も否定し得ない事実であります。そして、このような現状を克服するためには、世界の各地において個人と政府・民間の諸機関が、参与の条件に応じて不断の努力を続ける必要があることはもとより、凡ゆるレベルにおける国際協力が促進されなければならないことは明らかであります。

日本政府と国民は、国際連合がかかる認識に基づいて 1975 年を国際婦人年と指定し、この世界会議を召集したことを高く評価し、心から歓迎するものであります。日本政府はまた、この機会に、この会議の文書を準備するに際して優れた貢献をされた諮問委員会のメンバーに対し、更に、1946 年以来男女同権の原則実現のために数々の業績を挙げて来られた国際連合婦人の地位委員会に対し、深甚なる感謝と賞讃の念を述べたいと思います。

議 長

過去において婦人問題は、主として婦人の個人としての権利の伸長と言う観点から取扱われて来ました。それは特定の時代の状況のもとでは、ある意味で正しいアプローチであったと言えます。しかし、今や、婦人の持っている潜在的、顕

在的な能力を人類社会の進歩のためにいかに活用するかと言う観点から、この問題に取り組むべき時が到来していると思います。わが代表団は、国連がかかる事態を認識して、この会議の中心テーマとして「平等」、「発展」、「平和」の3つの目標を選ぶとともに、婦人の持つ能力をいかに世界の平和と福祉のために結集し活用し得るかという新しい発想に基づいて会議を招集したことは、誠に時宜を得たものと考え、これを歓迎するものがあります。この3つの概念は、もとより、個々に切離して考察されるべきものではなく、その相互依存性において把握される必要があります、その何れにも絶対的な優先性を与えることが出来ないことは自明の理であります。

この世界会議は、これら3つの言葉に結晶する凡ゆる事象を、婦人との係り合いにおいて包括的に検討、審議し、それを通じて、人類社会の担い手としての婦人の持つ可能性を更めて確認し、宣明すると言う斬新な目的を持って居ります。日本政府は、そのための具体的指針としての「世界行動計画」案に大きな意義を認め、全体としてはこれを支持するものであります。

議 長

私はここで、日本の婦人問題に触れてみたいと思います。

わが国は、過去100年と言う比較的短い時間の間に、近代的工業国家への変貌を遂げました。この間の発展が急激であっただけに法制度の拡充完備や人間の意識、社会慣行の改変が、経済・社会の

進展に追いつけなかった場合が多々あり、近代日本社会における婦人運動の歴史は、この間のギャップを克服するための苦しい努力の累積であったと言っても過言ではありません。

一例として、本年はわが国における婦人参政権実現30周年にあたりますが、ここに至るまでには、それに先立つ半世紀に亘っての婦人運動の先達の不屈の努力が少なからぬ寄与をなしております。

今日、日本国憲法は、男女両性の平等を謳って居り、教育の機会均等は保障され、数年来後期中等教育においては女子の就学率が男子のそれを上廻って居ります。また、就業者総数に占める婦人の割合は4割弱に達して居ります。古来日本においては、婦人の任務を家庭を守ることにあると言う考え方が極めて強かったのですが、今や社会の能動的構成分子としての婦人の役割も広く認識されつつあります。

しかしそれは、決して、婦人の完全な社会参加を実現する上での障碍が、現在の日本において最早消滅したことを意味しているではありません。

この30年間、制度の面では少なからぬ進歩が達成されましたが、現実の問題としては、尚各種の不均衡と矛盾、そして偏見が存在し、解決を待っているであります。

現に婦人の職場への進出は急速に増加しているものの、質的に見れば、低賃金の単純労働に従事しているものが多く、その結果婦人労働者全体の平均賃金は男子のそれに比しかなり低いのが実情であります。基幹農業従事者のうち6割弱が

婦人であり、生産への参加、貢献は著しいものがあるのですが、それが適正な評価を受けているか否かという問題があります。更に近年高等教育を受ける婦人の数は著しく増えているのですが、学業をおえた後に就職の機会が極めて限定されている事実も指摘されなければなりません。また、最近既婚婦人が職業を含め、社会の各方面に活躍することが増加していることから、家庭生活との調和をどのようにするかも大きな課題であります。

かかる状況の下において、わが国各界の婦人団体は、国際婦人年とこの世界会議に強い関心を示しており、年間を通じて多岐にわたる活動が展開されつつあります。現に国会では、超党派婦人議員グループのイニシャティブにより、この会議の直前に、婦人を差別的に取扱う慣行を是正するとともに、特に母性としての社会的責務に照し、十分な保護を確立するために、適切な措置がとられるべきであり、このため、政府は、国際婦人年を契機として、婦人に対する差別撤廃、婦人の地位向上に関する国際連合の宣言、決議、条約及び勧告を国内の施策に反映し、これを実現するための行動計画を策定し、実効を上げるために全力をつくすべきである旨の決議が満場一致で採択されました。また政府の予定している行事に加え、一例として41にのぼる婦人団体がその政治的立場などを超越して、今秋に予定されている国際婦人年日本大会をめざして年頭以来活発な準備活動を展開していることを報告したいと思います。

三木内閣総理大臣は、年頭に、国際婦

人年にあたって全国民に呼びかけるメッセージを発表し、これは、新聞等によって広く国民の間に報道されました。また、毎年4月に全国的規模で実施されている婦人週間も、今年で27回目を迎えました。本年は国際婦人年を背景として特に活発に展開され、例年を遙かに上回る参加者を記録致しました。ついで5月には、日本女子登山隊が、女性として初めて世界最高峰たるエヴェレストを征服致しましたが、これは現代日本の婦人の活発な進出ぶりを示す好例といえましょう。

更に、婦人の社会参加促進に果すマス・メディアの実索性は、国連文書でも強調されているところですが、わが国においてはマス・メディアが連日国際婦人年関連問題を取り上げ、社会の関心を盛上げるのに大きな役割を果たしていることを報告したいと思います。

議 長

わが代表団は、この会議に於いて、各国から学び得るものを広く学び、他方、わが国における婦人問題の辿った歩みと実情、及び問題解決の為に払われている各種の努力を紹介することによって、審議に建設的に寄与して行きたいと思えます。

この会議で検討されるべき提案は極めて広範多岐に亘って居り、国際婦人年たる本年に留らず、今後長期に亘って各国でまた国際社会で検討され、かつ推進されるべきものであり、世界会議はその努力の出発点に過ぎません。この意味において、日本政府は、国連が1975-85

年に亘る10年間の婦人と開発のための10年と宣言すべきであるとの行動計画提案を支持するとともに、1985年を、それ迄の10年間の進展を確認し評価する機会とし、そのための具体的な構想を検討すべきであることを提案したいと思っています。

わが国は国連の幾つかの会議に於いて、現下の諸重要問題が「対話と協調」の精神によって解決されるべきであることを強調して来ました。この精神は、婦

人をめぐる諸問題についての国際社会の各国のそして男女両性から成る個々人の努力に関してもまさに適用されるべき原則と言えます。

わが代表団は、今次会議もまた、「対話と協調」のもとに活発かつ建設的な討議を進め、崇高な理想に導かれつつも優れて現実的な提言を人類に向けて行うことを期待し、かつ確信するものであります。

有難うございました。

トビックス

今国会で成立した育児休業に関する法律の概要

国会において審議されていた「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」が、7月3日参議院本会議で可決成立した。

この法律の柱は、①国公立の学校、病院などに勤める女子教員、看護婦、保母で一才未満の子どもを養育するものは、その子が一才になるまで育児休業をとることができる。②休暇中は、法律、条例の規定によって必要な手当を受けることができる。③休暇終了後は元の職場への復帰が保証される。④私立学校、民間の病院、社会福祉施設の経営者は、女子教員や看護婦、保母に、公務員に準じた育児休暇を与える措置をとるようつとめなければならない。

第60回ILO総会において

採択された宣言及び決議

<宣言>

婦人労働者の機会及び均等に関する宣言

<決議>

- ① 婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための活動計画
- ② 雇用及び職業における男女の平等の地位及び機関に関する決議

国際婦人年世界会議に対する三木総理大臣メッセージ

国際婦人年世界会議に対し、我が国でも三木内閣総理大臣からメッセージが送られたが、6月24日の本会議において、藤田首席代表が朗読した。朗読に先立ち、同代表は、婦人運動の先覚者平塚らいちょうの言葉を引用して次のように述べた。

「日本の古い神話において、太陽は女性の象徴でありました。しかし、日本が近代国家への歩みを始めた20世紀初頭わが国の著名な婦人解放運動家・平塚らいちょう氏は、次のように呼びかけました。

『元始、女性は太陽であった。今、女性は他の光によって輝く月である。私共は、隠されてしまった我が太陽を今や取り戻さねばならぬ。』

この言葉は、1975年の今も私達を励ましています。

これをお伝えした上、私は、日本すなわち太陽の国の首相三木氏からのメッセージを皆様に御披露することを喜びとするものであります。」

メ ッ セ ー ジ

国際婦人年世界会議に対して御挨拶をお送りしますことは、私の大きな喜びであります。

人類が平和、開発のみならず環境、資源、食糧、人口、インフレその他の経済的困難等の諸問題に直面している今日、平等、発展、平和を主なテーマに国連が今年1975年を国際婦人年に指定し、婦人の地位向上をめざして世界各国が一堂に会し討議するためにこの会議を企画し

たことは非常に有意義なことであります。

人間社会が男女両性によって構成されているものである以上、国際社会の発展と平和も国内社会の安定と繁栄も、両性の等しい貢献及び協力なくしてはなしとげられません。国連が婦人の持つ優れた能力をいかに世界の発展と平和のために役立てうるかという観点から、この会議を召集したことは、誠に歓迎すべきことであり、わが代表団もこの会議の成功のために建設的貢献を行うものと期待しております。

日本においても各界の婦人はこの国際婦人年と世界会議に極めて大きな関心を示しており、国会は「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位の向上をはかる決議」を採択しました。日本政府としましては、この会議の討論を通じて学びうること及び最終的に決定される行動計画に照らして、婦人の地位の向上のためできる限りの努力を行って、実効をあげうる施策を策定する所存であり、この意味からも会議の成果には非常に大きな期待をかけるものであります。

この会議は歴史上初めて世界的規模において婦人の諸問題が討議されるという意味で、誠に画期的であり、その討議の成行は全世界の注視を受けております。会議がこの世界の期待に応え、実り多き討議を通じて婦人の地位の向上と、婦人の持つ優れた能力による一層大きな人類への貢献への幸多き出発点となることを希望し、かつ確信することをここに申しのべて、御挨拶といたします。

婦人に対する差別撤廃宣言（仮訳）

1967年11月7日・第22回国連総会採択

＜前文＞ 国連総会は、国際連合の諸国民が、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値ならびに男女の同権についての信念を再確認したことを考慮し、世界人権宣言が無差別の原則を主張し、すべての人間は生れながらにして自由であり、尊厳と権利について平等であり、すべての人が性別による差別を含めいかなる種類の差別をも受けることなく、宣言にかけるすべての権利と自由とを享有する権利を有すると宣言していることを考慮し、

あらゆる形態の差別の撤廃及び男女同権の促進を意図した国際連合及び専門諸機関の決議、宣言、条約及び勧告を考慮にいれ、

国際連合憲章、世界人権宣言、国際人権規約、並びに国際連合及び専門諸機関が採択したその他の文書にもかかわらず、また権利の平等に関してなされた進歩にもかかわらず、婦人に対するかなりの差別が依然として存続することを懸念し、

婦人に対する差別は人間の尊厳並びに家庭及び社会の福祉に反し、婦人が国の政治的・社会的・経済的・及び文化的生活に、男子と同等に参加することを妨げ、また、国家及び人類への寄与に役立つ婦人の能力の完全な開発に対する障害であることを考慮し、

社会的・政治的・経済的・文化的生活に対しなされた婦人の偉大な貢献、及び家族、とくに子の養育における婦人の役割に留意し、

国の豊かな且つ完全な発展、世界の福祉及び平和のためには、すべての分野において婦人が男子と同様最大限の参加を必要とすることを確認し、

男女平等の原則の法律上及び事実上の普遍的承認を確保することが必要であることを考慮し、

厳しうくに本宣言を公布する。

第1条 男子との権利の平等を実際上否定または制限する婦人に対する差別は、基本的に不正であり、人間の尊厳に対する侵犯である。

第2条 婦人に対し差別的な現行の法律、習慣、規則及び慣行を廃止し、男女の権利の平等に対し妥当な法的保護を確立するために、すべての適切な措置がとられなければならない。とくに、

(a) 同権の原則は憲法にうたわれるかまたは法律によって保証されねばならない。

(b) 婦人に対する差別撤廃に関する国際連合及び専門諸機関の国際文書は、できるだけ早く批准または加入し、完全に実施しなければならない。

第3条 偏見を根絶し、婦人が劣等であるという考え方にもとづく習慣的及び

その他すべての慣行を廃止する方向に、与論を育成し国民の熱意を向けるために、すべての適切な措置がとられなければならない。

第4条 次の権利をいかなる差別もなしに男子と同等に婦人に確保するために、すべての適切な措置がとられなければならない。

(a) すべての選挙において投票する権利及びすべての公選機関への選挙における被選挙権。

(b) すべての公的の国民投票における投票権

(c) 公職につき、すべての公務を行なう権利

これらの権利は立法によって保証されなければならない。

第5条 婦人は国籍を取得し、変更し、または保持する男子と同一の権利をもたなければならない。他国人との婚姻が、妻を無国籍とし、または夫の国籍を妻に強制することによって、妻の国籍に自動的に影響を及ぼしてはならない。

第6条 1. 社会の基本的単位である家庭の統一と調和の擁護を阻害することなく、既婚、未婚を問わず婦人に対して、私法の分野において男子と同等の権利とくに次の権利を保証するために、すべての適切な措置、とくに立法上の措置がとられなければならない。

(a) 婚姻中に取得した財産をも含め、財産を取得し、管理し、享有し、処分し、相続する権利

(b) 法的能力とその行使の平等に対する権利

(c) 移転に關する法律について男子と同一の権利

2. 夫と妻の地位が平等であるという原則を保証するために、すべての適切な措置がとられなければならない。

とくに

(a) 婦人は配偶者を自由に選び、自己の自由且つ完全な同意によってのみ婚姻する男子と同一の権利をもたなければならない。

(b) 婦人は婚姻中及び婚姻解消に際して、男子と平等の権利をもたなければならない。いかなる場合も子の利益がすべてに優先しなければならない。

(c) 両親は自己の子に関する事項について平等の権利と義務をもたねばならない。いかなる場合も子の利益がすべてに優先しなければならない。

3. 児童婚及び婚姻適令期以前の少女の婚約は禁止されなければならない、婚姻最低年令を規定し公の登録簿に婚姻登録をすることを義務づけるために、立法を含め効果的な措置がとられなければならない。

第7条 婦人を差別する一切の刑法上の規定は廃止されなければならない。

第8条 あらゆる形態の婦人売買及び婦人の売春搾取とたたかうために、立法を含めすべての適切な措置がとられなければならない。

第9条 既婚、未婚を問わず少女と婦人に対し、すべての段階の教育において男子と平等の権利を確保するために、すべての適切な措置がとられなければならない。

とくに、

- (a) 大学、職業学校、技術学校、専門的職業学校を含むすべての種類の教育施設で教育をうける機会及びこれらの学校での勉学における平等の条件。
- (b) 施設が共学であると否とを問わず、同一の学課選択、同一の試験、同一水準の資格をもつ教職員、同質の校舎と設備。
- (c) 奨学金その他の研究補助金から利益をうける平等の機会。
- (d) 成人向け読み書き教育計画を含む継続教育計画に受入れられる平等の機会。
- (e) 家庭の健康及び福祉の確保をたずける教育的情報をうける機会。

第10条 1. 既婚、未婚を問わず婦人に対し、経済的及び社会的生活の分野において男子と平等の権利を確保するために、すべての適切な措置がとられなければならない。とくに、

- (a) 婚姻上の地位その他いかなる理由による差別をも受けることなく、職業教育をうける権利、働く権利、職業と雇用の自由な選択の権利、専門的職業をもふくめ職業上の昇進の権利。
- (b) 同一価値の労働に関し、男子と同一の報酬及び待遇の平等に対する権利。
- (c) 有給休暇、退職に伴う諸特典、失業、疾病、老令またはその他の労働不能に関する保障を与えられる権利。
- (d) 男子と同等に家族手当をうける権利。

- 2. 結婚または出産の故に婦人が差別をうけることを防止し、これら婦人の実効ある労働権を確保するために、婚姻または出産の場合における解雇の防止、元の雇用への復帰の保証を伴う、給付のある出産休暇の付与、及び保育施設をふくめ必要な社会的サービスを付与するために、措置が講じられなければならない。
- 3. 身体的特性に由来する理由で特定の種類の仕事において婦人を保護するためにとられる措置は、差別とみなされてはならない。

第11条 1. 男女同権の原則は、国際連合憲章及び世界人権宣言の諸原則にしたがってすべての国において実施されることを要する。

- 2. よって、政府、民間団体及び個人は、この宣言の掲げる諸原則の実施を促進するために、全力を挙げるよう促がされる。



情報問合せ先

〒100

東京都千代田区大手町1の3の1

労働省婦人少年局

Te l . (0 3) 2 1 1 - 7 4 5 1)

内線 2 6 7、2 7 0